

第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち

基本方針3

暮らしの中の安全・安心を守ります

事業年度	令和6年度
責任部長	総務部長
責任課長	総務課長
責任課	総務課
主管課・関係課	総務課、建設工務課、都市住宅課、観光課、消防総務課、商工課、建設総務課

■施策の概要

施策1: 防災体制の整備	【主管課:総務部 総務課】
近年、全国各地で地震や豪雨による災害が多発し、大きな被害をもたらしています。そのような災害時に対応できるよう、市民一人ひとりの備えや自主防災組織を中心とした地域単位での防災意識の向上と体制の強化、消防車両などの適正な更新や防火水槽の整備などにより、自助・共助・公助による対応力強化を図ります。	
施策2: 市民の安全対策の推進	【主管課:総務部 総務課】
日常生活において、市民が安心して暮らすため、地域における市民の連携意識を高めるとともに、生活環境等の整備を行い、犯罪、事故、火災等の発生件数の割合を低くします。併せて、高齢者を対象とした交通安全対策や、特定空家等の解消を図ります。	
施策3: 災害危険箇所の解消	【主管課:建設部 建設工務課】
災害から住民の生命財産を保護し、生活基盤の安定を図るためには、災害の発生を防いでいく必要があります。このため、集中豪雨や台風の影響による土砂災害、倒木等による自然災害の発生しやすい河川の改修や集落の土砂災害防止対策、沿道の樹木伐採などを実施することにより、災害危険箇所の解消を図ります。	
施策4: 建築物耐震化の推進	【主管課:建設部 都市住宅課】
地震発生時に市民等の安全を確保するためには、家屋等の倒壊や火災延焼を防ぐ必要があります。そのため、耐震化の必要性と重要性を周知しながら、避難所として利用される集会所の耐震補強に対する補助や、民間住宅及び大規模な建築物の耐震診断や耐震改修の補助を行い、建築物の耐震化を推進します。	

■関連指標の動向

指標名	単位	管理種別	望ましい方向	関連施策	現状値 (R1)	各年度の目標値(上段) 各年度の実績値(下段)					評価年度の達成率
						R3	R4	R5	R6	R7	
▶ 防災士資格取得者数	人	ストック	↗	施策1	186	190 191	200 217	210 233	215 248	220	115.3%
▶ 住宅用火災警報器の普及率	%	ストック	↗	施策2	82.0	85.0 77.2	90.0 82.3	95.0 96.0	100.0 84.0	100.0	84.0%
▶ 氾濫が想定される河川の改修箇所数	箇所	ストック	↗	施策3	-	5 9	7 9	17 10	20 10	26	50.0%
▶ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率	%	ストック	↗	施策4	61.0	- 91.2	- 93.9	- 93.9	- 93.9	95.0	-

■決算データ及び構成事務事業の実施状況

施策名	R5決算額(千円)	R6決算額(千円)	構成事務事業の実施状況(R6)					
			a	b	c	d	-	小計
1 防災体制の整備	271,246	383,870	0	5	0	0	5	10
2 市民の安全対策の推進	20,850	18,351	4	5	0	0	0	9
3 災害危険箇所の解消	298,515	287,390	0	11	0	0	1	12
4 建築物耐震化の推進	2,058	2,909	0	2	1	0	0	3
小計	592,669	692,520	4	23	1	0	6	34

- a: 順調に実施されており、成果が表れている事務事業
- b: 概ね順調に実施されており、一定の成果が表れている事務事業
- c: 概ね順調に実施されているものの、目指す成果が表れていない事務事業
- d: 実施状況及び目指す成果ともに停滞している事務事業

■基本方針に係る総括評価(所見)

【責任部長:総務部長】

市民の暮らしの安全・安心を守るには、災害が起こりうる危険箇所を未然に整備・解消するハード面の整備とともに、市民一人ひとりの「自らの命は自ら守る」という「自助意識」、及び「地域で災害に対応する」という「共助意識」の醸成、防災訓練や家庭での備蓄・非常持出品の準備等の有事への備え等、ソフト面での対策が重要である。また、それらに加えて、常備消防及び消防団を中心とした消防力の維持・強化、特殊詐欺による被害等の犯罪の防止・啓発、交通安全の確保等、必要な対策は多岐に渡る。

各施策の指標の達成状況から見る進捗では、防災体制の整備については、地域における共助の中心的な役割が期待される防災士資格取得者が最終年度の目標数を達成し、数値の上では着実に推進されている。今後も「一組織一防災士」を目指して、助成事業による組織支援を行うとともに、防災士会への支援を通じ自主防災組織の中で着実にその役割を果たせる環境整備を図る。

市民の安全対策の推進については、指標とする住宅用火災警報器の普及率は、R1の現状値からは上昇しているが目標値は下回っており、今後も継続的な啓発が必要である。初期消火や早期避難に資する機器であり、大切な人命を守るためにも、更なる普及の促進に向け、関係機関と連携し、市民、事業者等へ啓発等の強化を図る。空家については、所有者への啓発等による特定空家化の未然防止、管理不全空家の現地調査、特定空家への認定、所有者調査等の実施による空家の適正管理、特定空家除却に対する助成による危険空家の削減という、防止・管理・削減の3つの側面での取組を引き続き推進する。その他、消費生活相談においては、48件の相談に対応しており、引き続き警察署と連携した随時の啓発や広報誌による情報提供を通じ、不当・不審な請求等による被害防止に努める。

災害危険箇所の解消については、令和5年度からの繰越工事により、7河川の改修工事を完了し計10箇所となったが、目標値は下回る事となった。引き続き危険箇所の解消に向け、必要な予算・人員等の確保を行うとともに、岐阜県事業としての採択要望を行うなど、危険箇所の早期解消を図る。

建築物耐震化の推進については、指標とする多数の者が利用する建築物の耐震化率において、公共施設及び公営住宅の計画的な耐震化等により、最終年度の目標値に対して達成率98.8%となっている。一方で、民間の住宅や大規模建築物においては、費用負担の問題などで、早期の対応は難しい状況ではあるが、引き続き耐震診断、耐震改修への助成事業の周知等により、更なる耐震化の促進を図る。

全体を通じて、概ね指標の達成状況も良好であり、安全・安心なまちづくりが進められている。

■施策ごとの評価

施策1:防災体制の整備

【主管課:総務部 総務課】

評価

B

目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

大規模自然災害が増加する中、消防力の基準に対する人員、資器材などが不足しています。また、人口減少に伴う地域防災の担い手が減少傾向にあります。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

地域防災のリーダーが養成されとともに、消防職員、消防団員及び資器材の充実が図られ、自主防災組織力や消防の機動力が高まっています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・自主防災活動支援事業補助金により、自主防災組織運営に必要な資器材の整備や防災士資格取得に対して助成した。
- ・消防団組織について、人口減少に対応できる効率的な運用を目指すため、組織再編に係る計画を策定した。
- ・消防団員安全管理対策として、安全性の高い防火服への更新を開始した。
- ・常備消防に係る出動車両運用管理装置及び無停電電源装置の更新を行い、高機能指令センター機器の安定稼働、機能強化を図った。

【課題】

- ・引き続き、消防団の組織再編、資器材の更新を計画的に行う必要がある。
- ・地域の防災リーダー(防災士)の育成や自主防災活動マニュアルの策定や見直しが必要である。
- ・消防団員の減少、複雑多様化する災害に対応するために常備消防の強化が必要である。
- ・高機能指令センターにおける通信機器関係は高額であるため、更新計画に基づく予算措置が必要である。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・自主防災組織の強化のため、引き続き、自主防災活動支援事業補助金の活用やマニュアル策定等について推進していく。
- ・少子高齢化の中で効率的な活動を図るため、分団、部の統合等の組織再編と同時に、若い世代に対して消防団への入団促進を行う。
- ・消防団の資器材について、研究、精査し、現代に合った資器材や安全装備品の整備を行う。
- ・常備消防の強化のため、人員増、資器材等の充実を図る。
- ・消防の広域化又は指令センターの共同運用を調査研究する必要がある。

施策2:市民の安全対策の推進

【主管課:総務部 総務課】

評価**B****目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。**

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

自然災害によって倒壊のおそれのある、特定空家等となり得る空き家が増えています。一方で、交通事故、火災、消費者トラブルの発生件数の割合が増加しています。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

特定空家等の対策や消費生活相談、住宅用火災警報器の設置に関する啓発活動により、安全・安心な生活環境が整っています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・空家の発生は全国的に増加傾向にあり、当市においても同様の状況が見られる。この課題に対応するため、当市では空家の利活用を推進し、関連事業を実施してきたが、すべての空家に対応することは困難であり、中には適切に管理されていない空家も発生している。このような管理不全空家に対しては、所有者調査の実施を行い適正管理を促す通知文書の発出を行うなど、これらの取り組みにより、空家が特定空家(著しく管理不全な状態の空家)に至ることを防止する対策を行った。既に特定空家に認定されていた4件については、除却に対する助成を行った。その結果、これらの危険空家を撤去することができ、地域の安全性が向上した。
- ・春、夏、秋、冬(年末)の交通安全運動期間中の街頭啓発活動、郡上地区交通安全協会による法令講習会、啓発活動、道路パトロール等の活動支援、保育園、幼稚園、小学校等で計99回の交通指導員による交通安全教室の実施等、交通事故の予防に向けた啓発及び支援を行った。
- ・地域の安全、安心のために自治会等が独自に設置する防犯カメラに対する設置補助事業について周知を行い、1件の申請に対し補助を実施した。
- ・住宅用火災警報器の新規取付け及び既存機器の適切な維持管理等についてホームページ等で事業を紹介する広報を行い、電器商業組合郡上支部の協力もあって維持管理業務が適切に行われた。
- ・市消費者相談窓口にて、48件の消費者トラブル等の相談に対応した。広報郡上や防災行政無線等において消費者トラブルや特殊詐欺防止の啓発を行った。また、二十歳を祝う会で新成人向けパンフレットを配布し、啓発を行った。

【課題】

- ・市の人口減少、少子高齢化が進む現状において、管理不全空家数は今後一層増加することが懸念される。これに対応するため、各施策の推進を図る必要がある。
- ・火災予防条例に則った設置率の向上と設置から10年を超える住宅用火災警報器の維持管理。
- ・増加傾向にある高齢者の消費者トラブル防止のため、ケアマネジャーや民生委員児童委員等の地域の関係者と連携する必要がある。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・空き家対策の今後の方向性と、所有者の管理義務徹底を基本としつつ、次の施策を展開する。利活用可能な空き家については、空き家バンクの拡充や改修補助金制度の積極的な活用を促進する。管理不全空家の増加抑制のため、各種媒体等による周知活動を実施する。危険空家等に対しては、空家特措法に基づく認定基準を明確化し、段階的な指導から措置までのプロセスを確立する。さらに、不動産業者や法律専門家等との連携を強化し、総合的な空き家対策を推進する。これらの取り組みにより、安全で魅力的な住環境の維持・向上を目指す。
- ・広報郡上、市ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線等の広報媒体を積極的に活用して交通事故防止、消費者トラブル防止、火災予防等について啓発を実施する。
- ・電池や本体の交換時期を迎えた住宅用火災警報器の保守点検業務の増加が予想されるため、電器商業組合郡上支部の協力のもと、機器の設置推進と合わせて、維持管理の強化を図っていく。
- ・高齢化が進む現状において、高齢者の消費者トラブルが今後増加することが懸念される。ケアマネジャーや民生委員児童委員等の地域の関係者へ事例共有や啓発等を実施し、消費者トラブルの未然防止と早期発見によるトラブルの拡大防止を図る。

施策3:災害危険箇所の解消

【主管課:建設部 建設工務課】

評価**B****目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。**

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

急峻な山々に囲まれた地形が多く、近年の異常気象により集中豪雨などによる土砂災害等が発生しやすい状況となっています。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

河川の氾濫や急傾斜地の崩壊箇所を改修することにより、災害危険箇所が解消され、災害に強い社会基盤が整っています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・(河川自然災害防止事業) R6年度及びR5年度繰越工事により、4河川(4箇所)の改修工事を実施した。
- ・(急傾斜地崩壊対策事業) 市事業として1箇所の整備を実施し、岐阜県事業として6箇所の整備が実施された。
- ・(沿道林修景整備事業) 暴風雨、大雪等を起因とした倒木による災害の未然防止のため、沿道の立木伐採を17箇所実施した。

【課題】

- ・市内には、多くの河川、急傾斜地が存在するため、順次改修を進めなければならないが、限られた予算の中で計画的に実施していく必要がある。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・河川の氾濫、護岸の決壊等の恐れがある未整備箇所について、地元住民の意見を聴き、過去の被災原因や対策を必要とする範囲等を把握して危険箇所解消を進める。また、急傾斜地の崩壊等危険解消に向けて、市事業として実施するとともに岐阜県事業として実施されるよう事業採択要望を引き続き行う。

施策4:建築物耐震化の推進

【主管課:建設部 都市住宅課】

評価**B****目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。****▶後期基本計画策定時の「現状と課題」**

公共施設及び公営住宅等については、概ね耐震化が終わっていますが、民間施設等にあつては、建築物の耐震診断と耐震改修が進んでいない状況です。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

災害時に避難所となる公民館や民間施設等の耐震診断や耐震改修が進み、地震発生時の安全が確保されています。

I.施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)**【成果】**

- ・公共施設については、計画的に耐震化事業等を進めており、未耐震施設であった旧美並振興事務所については、民間による取り壊しが見込まれており旧耐震特定建築物の解消が予定されている。
- ・民間の住宅については、木造住宅耐震診断15件行い、当該建築物の耐震力について報告を行った。併せて、耐震工事助成制度の紹介を行い2件の補強事業を実施し防災対策の推進を図った。

【課題】

- ・民間の住宅や大規模建築物については、補助制度を利用した耐震化工事の普及を目指しているが、費用面の問題や後継者不在等の問題もあり早期の対応が困難な場合がある。しかし、大規模地震等による被災を少なくするためにも、引き続き所有者に対して啓発を進め耐震化を促進する必要がある。

II.今後の方向性と具体的な展開

- ・耐震化の必要性和重要性を周知し、民間住宅及び大規模な建築物の耐震診断や耐震改修事業の助成事業の周知を行いながら、建築物の耐震化を推進する。

■後期基本計画策定後新たに生じた課題等・
・**■関連する個別計画の有無**

有

郡上市耐震改修促進計画、郡上市地域防災計画、郡上市国土強靱化地域計画、郡上市業務継続計画、郡上市空家等対策計画